

株 主 各 位

高知市南はりまや町一丁目1番1号
株式会社 **四 国 銀 行**
取締役頭取 山 元 文 明

第203期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第203期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項** 1. 第203期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
2. 第203期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

会社提案 (第1号議案から第5号議案まで)

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

(期末配当金は、1株につき3円)

第2号議案 株式併合の件

本件は、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式について、5株を1株の割合で併合することに原案のとおり承認可決されました。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
第2章 株式 第6条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5</u> 億株とする。	第2章 株式 第6条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1</u> 億株とする。
第8条 (単元株式数) 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 (単元株式数) 当銀行の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	附則 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとし、本附則は同日をもって、これを削除するものとする。

第4号議案 取締役4名選任の件

本件は、西川昭寛、五百蔵誠一、尾崎嘉則の3氏が再選され、新たに稲田知江子氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役2名選任の件

本件は、田中章夫氏が再選され、新たに熊沢慎一郎氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

株主提案 (第6号議案から第8号議案まで)

第6号議案 定款一部変更の件

本件は、否決されました。

第7号議案 取締役6名解任の件

本件は、否決されました。

第8号議案 監査役4名解任の件

本件は、否決されました。

以 上

なお、株主総会終了後開催の取締役会の決議によって、役付取締役は次のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

取締役会長	野村直史	常務取締役	西川昭寛
取締役頭取 (代表取締役)	山元文明	常務取締役	大田良継
専務取締役 (代表取締役)	高橋重一		

また、監査役会の決議によって、常勤監査役は次のとおり選定され、就任いたしました。

常勤監査役	北村裕	常勤監査役	熊沢慎一郎
-------	-----	-------	-------

期末配当金のお支払いについて

- 銀行預金口座等へのお振込みをご指定の株主さまには、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主さまには、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。
- 振込先をご指定されていない株主さまには、「配当金計算書」および「期末配当金領収証」を同封いたしましたので、銀行取扱期間（平成29年6月28日から平成29年8月31日まで）にお受け取りください。

特別口座に関する各種手続き

証券会社に口座を開設されていない株主さまにつきましては、特別口座を開設しております。特別口座から株主さまが証券会社に開設された口座への振替、単元未満株式の買取請求および買増請求等の各種お手続きは、下記の当行株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

株式併合に伴う当行株式のお取扱いについて

当行は、本定時株主総会において、平成29年10月1日をもって普通株式5株を1株に併合することおよび単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。つきましては、当行株式のお取扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合および単元株式数の変更に伴う株主さまによる特段のお手続きの必要はございません。

- 株式併合後のご所有株式および議決権
株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の当行株主名簿に記載又は記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨ていたします。）となります。また議決権は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。
株主さまが証券会社等に開設されている口座に記録されている当行株式の数は、平成29年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。
株式併合を実施しても、その前後で当行の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主さまがご所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。
なお、効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主さまは、株式併合により所有する株式がなくなるため、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または下記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。
- 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い
株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主さまに対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。端数株式処分代金のお支払いは、平成29年12月中旬頃を予定しております。
その他本件に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324
受付時間 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）